

議会第 6 号

議 案 提 出 書

件 名 非核三原則の堅持と核兵器のない世界の実現に向けた取組を求める意見書（案）

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 109 条第 6 項及び
長野市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 8 年 9 月 29 日

長野市議会議長 若 林 祥 様

提出者 長野市議会 総務委員会
委員長 青 木 敏 明

非核三原則の堅持と核兵器のない世界の実現に向けた 取組を求める意見書（案）

日本は、世界で唯一の戦争被爆国として、核兵器の使用による惨禍を二度と繰り返させないという重要な使命を担っています。「持たず、つくらず、持ち込ませず」の非核三原則は、我が国の平和国家としての歩みを支える基本原則であり、今後とも堅持していくことが必要です。

長野市において、昭和 60 年に「平和都市宣言」を行い、核兵器の廃絶と非核三原則の厳守を掲げ、恒久平和の実現を願う市民の意思を内外に示してきました。今日においても、その願いは決して変わるものではありません。

一方、政府は、安全保障の指針となる、いわゆる戦略 3 文書の前倒し改定に向けた議論を開始し、これに伴う非核三原則の見直しを不安視する声があります。国際社会では、核兵器をめぐる緊張が高まり、核兵器の使用や威嚇によるリスクが増大しています。こうした時代だからこそ、核兵器による抑止に依存するだけではなく、対話と外交努力を通じて核軍縮を着実に進め、核兵器が使用されるリスクを低減していくことが求められています。

広島・長崎の被爆者が長年にわたり伝えてきた「被爆の実相」と核兵器の非人道性は、国際社会が共有すべき貴重な教訓です。被爆者の高齢化が進む中、その証言と平和への願いを次世代へ継承するとともに、世界に向けて発信していくことは、唯一の戦争被爆国である日本の責務であり、一昨年には、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞しました。

また、核兵器のない世界を実現するためには、核保有国と非保有国が対立するのではなく、双方の間に立って対話を促し、共通の目標に向けて合意形成を進めることが重要です。

さらに、核兵器不拡散条約（NPT）をはじめとする既存の国際的枠組みを重視しつつ、核兵器禁止条約を含む国際的な取組を相互に生かしながら、核兵器のない世界に向けた現実的かつ実効性のある道筋を築いていくことが重要です。

よって、国においては、唯一の戦争被爆国としての責務を果たし、核兵器のない世界の実現に向け、次の事項に取り組むよう強く求め、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

記

- 1 国是である「持たず、つくらず、持ち込ませず」の非核三原則を、将来にわたり堅持すること。
- 2 核兵器の使用及び威嚇に反対し、核兵器の役割と核使用のリスクを低減するため、関係国との対話と外交努力を一層強化すること。
- 3 広島・長崎の被爆者が伝えてきた「被爆の実相」と核兵器の非人道性を国内外に発信し、その証言と平和への願いを次世代へ継承するための取組を強化すること。

令和8年9月30日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛
外務大臣
防衛大臣

長野市議会議長 若林 祥